

平成 28 年度

鳥取市歳入歳出決算等に基づく健全化
判断比率及び鳥取市公営企業会計決算
に基づく資金不足比率審査意見書

鳥取市監査委員

鳥 監 第 36 号
平成 29 年 8 月 23 日

鳥取市長 深 澤 義 彦 様

鳥取市監査委員 湯 口 一 文

同 福 島 猛 夫

同 上 杉 栄 一

平成 28 年度鳥取市歳入歳出決算等に基づく健全化判断比率及び
公営企業会計決算に基づく資金不足比率の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の
規定により審査に付された、平成 28 年度鳥取市歳入歳出決算等に基づく健全化
判断比率及び公営企業会計決算に基づく資金不足比率並びにその算定の基礎と
なる事項を記載した書類について審査を行ったので、次のとおり意見を提出し
ます。

平成 28 年度鳥取市歳入歳出決算等に基づく 健全化判断比率審査意見

第 1 審査の対象

実質赤字比率
連結実質赤字比率
実質公債費比率
将来負担比率

第 2 審査の期間

- 1 実施期間 平成 29 年 8 月 5 日から同年 8 月 23 日
- 2 聴取日 平成 29 年 8 月 23 日

第 3 審査の方法

審査に当たっては、市長から提出された健全化判断比率及びその算定基礎となる事項を記載した書類が法令に準拠して作成されているかを主眼として、係数の確認を行ったほか、必要に応じて関係職員から説明を聴取するなどの方法により実施した。

第 4 審査の結果及び意見

審査に付された下記の健全化判断比率およびその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認めた。

なお、指数を前年度と比較すると、実質公債費比率は 0.7 ポイント、将来負担比率は 6.3 ポイント下降し、両比率とも改善している。

また、全ての指標において前年度以前同様早期健全化基準を下回っており、本年度も好ましい状況であり財政の健全性は保たれていると言える。

ただし、一般会計等における地方債残高は前年より若干増加しており、今後も市庁舎をはじめとする施設整備財源として地方債が予定されていることから、起債償還財源を的確に確保する等収支のバランスを図りながら今後も健全な財政運営に努められたい。

(単位:%)

項 目	健全化判断比率	早期健全化基準	備 考
実 質 赤 字 比 率	— (—)	11.25	「—」は△2.49%(△3.44%)
連結実質赤字比率	— (—)	16.25	「—」は△18.92%(△18.57%)
実 質 公 債 費 比 率	11.4 (12.1)	25.0	
将 来 負 担 比 率	72.1 (78.4)	350.0	

(注)1 ()は前年度の数値を表示している。

- 2 実質収支又は連結実質収支が黒字である場合は、「実質赤字比率」又は「連結実質赤字比率」は「—」で表示される。

平成 28 年度鳥取市公営企業会計決算に基づく 資金不足比率審査意見

第 1 審査の対象

鳥取市水道事業会計資金不足比率
鳥取市工業用水道事業会計資金不足比率
鳥取市病院事業会計資金不足比率
鳥取市下水道等事業会計資金不足比率
鳥取市簡易水道事業費特別会計資金不足比率
鳥取市公設地方卸売市場事業費特別会計資金不足比率
鳥取市温泉事業費特別会計資金不足比率
鳥取市観光施設運営事業費特別会計資金不足比率
鳥取市電気事業特別会計資金不足比率

第 2 審査の期間

- 1 実施期間 平成 29 年 8 月 5 日から同年 8 月 23 日
- 2 聴取日 平成 29 年 8 月 23 日

第 3 審査の方法

審査に当たっては、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に準拠して作成されているかを主眼として、係数の確認を行ったほか、必要に応じて関係職員から説明を聴取するなどの方法により実施した。

第 4 審査の結果及び意見

審査に付された下記の資金不足比率およびその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認めた。

全ての公営企業会計において資金不足が生じていないことは好ましい状況であり、引き続き適切な財政運営に取り組まれない。

公営企業会計の名称		資金不足比率	経営健全化基準	備 考
法適用	水 道 事 業	—	20.0%	剰余額 1,626,711 千円
	工 業 用 水 道 事 業	—		剰余額 7,516 千円
	病 院 事 業	—		剰余額 3,419,435 千円
	下 水 道 等 事 業	—		剰余額 1,755,205 千円
法非適用	簡 易 水 道 事 業 費	—		剰余額 151,709 千円
	公設地方卸売市場事業費	—		剰余額 3,340 千円
	温 泉 事 業 費	—		剰余額 4,193 千円
	観 光 施 設 運 営 事 業 費	—		過不足なし
	電 気 事 業	—		剰余額 100 千円

(注) 資金不足が生じない場合は、「資金不足比率」は「—」で表示される。